

## 地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年度以降において消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和2年度の地方消費税交付金(社会保障財源分)の決算額及び充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 71,563 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 695,167 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源分)		
社会福祉	社会福祉事業 (社会福祉総務費)	29,426					29,426	5,230
	老人福祉事業 (老人福祉費)	116,868	60,602	101		1,216	54,949	9,766
	障害者福祉事業 (身体障害者福祉費)	143,734	59,566	29,854			54,314	9,653
	児童福祉事業 (児童福祉総務費)	92,849	53,164	14,725		1,511	23,449	4,167
	小計	382,877	173,332	44,680		2,727	162,138	28,816
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	82,599	8,953	30,402			43,244	7,686
	介護保険事業 (繰出金)	127,438	3,410	1,705			122,323	21,740
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	22,417		13,144			9,273	1,648
	小計	232,454	12,363	45,251			174,840	31,074
保健衛生	保健衛生事業 (保健衛生総務費)	30,349	3,179	721			26,449	4,701
	保険予防事業 (予防費)	49,487	9,029	1,184		47	39,227	6,972
	小計	79,836	12,208	1,905		47	65,676	11,673
合計	695,167	197,903	91,836		2,774	402,654	71,563	